

(別紙：参考)

## 様式1及びオンライン回答フォーム 記入上の注意事項

### 1. 調査対象となる畜種及び飼養頭数について

家畜排せつ物法の管理基準適用畜種及び頭数は次のとおりです。

<b>牛及び馬</b>	10 頭以上 乳用牛及び馬については、6ヶ月齢未満を除く。 肉用牛については、6ヶ月齢未満を除く。ただし、 肉用牛繁殖経営においては、出荷が確実と見込まれる子牛は10ヶ月齢未満のものを除く。 乳用種・交雑種育成経営においては、飼養する全育成牛（6ヶ月齢未満を含む）に1／3を乗じた頭数とする。
<b>豚</b>	100 頭以上、3ヶ月齢未満を除く。
<b>採卵鶏</b>	2,000 羽以上、2日齢未満を除く。
<b>ブロイラー</b>	2,000 羽以上、2日齢未満を除く。（地鶏を含む。）

### 2. 住所、法人番号、事業者名、連絡先（電話番号）について

住所は原則、畜舎が所在している飼養地住所を記入してください。

法人番号は法人化している方は記入してください。

事業者名は個人の場合はフルネームでご記入ください。オンライン回答の場合は、全角で姓と名の間はスペースを入れずに詰めてご記入いただくようお願いします。

法人の場合は、以下のとおり、記入してください。

- ・株式会社、有限会社、農業生産法人、農事組合法人で統一
- ・(株)、(株)、(有)、(有)、(農)は原則不可
- ・〇〇株式会社なのか、株式会社〇〇なのかは正式名称で記入
- ・法人も氏名と同じく「株式会社 〇〇」ではなく「株式会社〇〇」と空白を削除
- ・会社名がアルファベットやカタカナであっても全角で入力・株式会社で統一

### 3. 経営形態について

調査対象の経営形態を選択してください。

複数の畜種を飼養している場合は、経営内で主たるものを1つ選択してください。

乳用牛の育成は酪農経営に含むこととします。また、種鶏を飼養している場合は、採卵鶏に含むこととします。

### 4. 家畜排せつ物処理の主体について

複数の処理を行っている場合は、主たるものを1つ選択してください。

共同利用施設処理を行っている場合は、施設名もご記入ください。

### 5. 畜種別飼養頭数について

2. 経営形態の種別にかかわらず飼養している畜種、頭数が、下記に該当するもの全てについて記入してください。（採卵鶏及びブロイラー（地鶏等含む。）は千羽単位で記入。）

乳用種・交雑種の肥育育成は、肉用牛を選択してください。  
複数の畜種を飼養している場合は、すべて選択してください。

牛 10 頭以上。

乳用牛については、6 ヶ月齢未満を除く。

肉用牛については、6 ヶ月齢未満を除く。ただし、

肉用牛繁殖経営において出荷が確実と見込まれる子牛は10 ヶ月齢未満のものを除く。

乳用種・交雑種育成経営は飼養する全育成牛（6 ヶ月齢未満を含む）に1 / 3 を乗じた頭数とする。

豚 100 頭以上、3 ヶ月齢未満を除く。

採卵鶏 2,000 羽以上、2 日齢未満を除く。

ブロイラー 2,000 羽以上、2 日齢未満を除く。（地鶏等含む。）

馬 10 頭以上、6 ヶ月齢未満を除く。

## 6. 乳用牛及び豚、採卵鶏における飼養頭数について

乳用牛については、6 ヶ月齢未満を除く頭数を記入しますが、その際、牛舎構造の違いにより「つなぎ飼育」と「フリーストール」、「搾乳牛」と「乾乳牛」と「育成牛」に分けて頭数を記入してください

豚については、3 ヶ月齢未満を除く頭数を記入しますが、その際、「肥育豚・その他の豚」と「繁殖豚」に分けて頭数を記入してください。

採卵鶏については、2 日齢未満を除く羽数を記入しますが、その際「成鶏」と「ひな」を分けて羽数を記入してください。

## 7. 家畜排せつ物の発生量について

家畜排せつ物法に定める発生量の記録にならって記入してください。飼養頭数に1 頭当たり排せつ物量の原単位を掛け合わせて算出し記入いただいてもかまいません。複数畜種を飼養していて内訳不明の場合は総量の欄にまとめて記入してください。

家畜排せつ物の排せつ量の原単位 (kg/頭・日)

畜種等		ふん	尿	合計	1 頭当たり 年間合計
乳用牛	搾乳牛	45.5	13.4	58.9	21.5 t
	乾・未経産牛	29.7	6.1	35.8	13.1t
	育成牛	17.9	6.7	24.6	9.0t
肉用牛	2歳未満	17.8	6.5	24.3	8.9t
	2歳以上	20.0	6.7	26.7	9.7t
	乳用種	18.0	7.2	25.2	9.2t
豚	肥育豚	2.1	3.8	5.9	2.2t
	繁殖豚	3.3	7.0	10.3	3.8t
採卵鶏	雛	0.059	—	0.059	21.5kg
	成鶏	0.136	—	0.136	49.6kg
ブロイラー		0.130	—	0.130	47.5kg

8. 堆肥の生産量について

過去1年の堆肥の生産量(乾燥、堆積発酵、強制発酵等処理後)について記入してください。内訳不明の場合は総量の欄にまとめてご記入ください。堆肥販売を行っている場合には、販売量等を元にご記入ください。自家ほ場への散布など、正確な数量が不明な場合には、2トントラック〇台分や堆肥舎の容積などからおおよその量を推計してください。

堆肥化せずに利用している場合は、紙媒体の調査票での回答の場合は記入不要ですが、オンライン回答の場合は、総量に0と記入してください。

9. 堆肥を利用している自家ほ場の面積について

堆肥を利用している自家ほ場がある場合には、面積の記入と作付品目を選択してください。(複数選択可)

堆肥を利用している自家ほ場がない場合には、『自家ほ場はない』を選んでください。

10. 家畜排せつ物処理の混合処理と分離処理について

畜舎から排出される排せつ物を「ふん尿混合処理」しているか「ふん尿分離処理」をしているか選択してください。

混合処理と分離処理の両方を行っている場合は、混合処理と分離処理の合計が100%になるように配分してください。

採卵鶏及びブロイラー(地鶏等含む)については「混合処理100%」とします。

## 11. 処理方法等の詳細について

まず、処理方法（縦方向）の選択に関して、経営内処理の場合は、経営内で行っている処理方法を下記の方法で記入してください。

**共同利用施設において処理している場合や外部委託している場合においても、搬出先における処理方法を把握している場合は、該当する処理方法の選択・割合の記入してください。**

この時、「混合処理」「ふん尿分離後のふん」「ふん尿分離後の尿」それぞれにおいて合計が100%になるように配分してください。

1次処理で開放型強制発酵を行い、2次処理として堆積型発酵を行っている場合など、複数の処理を連続して行っている場合は、該当する処理を選択し、均等に配分してください。

次に、処理後の取扱（横方向）の選択に関して、天日乾燥・火力乾燥・炭化处理・焼却処理・堆積型発酵・開放型強制発酵（通気のみ、機械攪拌、通気+機械攪拌の3区分）・密閉型強制発酵については、それぞれの処理後の取扱（農業利用のうち自家利用と譲渡・販売、農業利用以外）についても記入してください。なお、処理後の取扱の中で、複数該当する場合は、合計が100%となるよう配分してください。また、複数処理を連続して行っている場合は、**最終処理後の取扱方法をすべての処理に同様に記入してください。**

また、メタン発酵については、消化液の取扱方法（農業利用のうち自家利用と譲渡・販売、浄化-放流、浄化-農業利用）についても記入してください。なお、消化液の取扱方法の中で、複数該当する場合は、合計が100%となるよう配分してください。

また、農業利用とは、自己所有のほ場への還元や再生敷料、家庭菜園での利用のほか、耕種農家への譲渡・販売、肥料製造業者への販売など、最終的に農地等へ還元されることを指します。

例1：堆積型発酵（30頭）と開放型強制発酵（機械攪拌）（70頭）の2つの処理を独立して行い、それぞれの処理後、全量を農業利用している場合

堆積型発酵 30% + 開放型強制発酵（機械攪拌） 70% = 100%  
↳ 農業利用 100%      ↳ 農業利用 100%

例2：開放型強制発酵（通気+機械攪拌）を行ったのち、堆積型発酵を連続して行い、全量を農業利用している場合

堆積型発酵 50% + 開放型強制発酵（通気+機械攪拌） 50% = 100%  
↳ 農業利用 100%      ↳ 農業利用 100%

例3：堆積型発酵を行ったのち、産業廃棄物処理を行う場合

堆積型発酵 100%  
↳ 農業利用以外 100%

例4：養豚経営（1,000頭）のうち、一部の豚舎（300頭）からの排せつ物は産業廃棄物として処理し、その他の豚舎からの排せつ物は、密閉型強制発酵処理を行ったのち、全量を肥料製造事業者に販売している場合

密閉型強制発酵 70% + 産業廃棄物処理 30% = 100%  
↳ 農業利用 100%

例5：堆積型発酵（10頭）とメタン発酵（90頭）の2つの処理を独立して行い、堆積型発酵後は全量農業利用、メタン発酵消化液は浄化処理後に大部分を農業利用しているが、一部放流している場合

堆積型発酵 10% + メタン発酵 90%  
↳ 農業利用 100%      ↳ 浄化-放流（10%）、浄化-農業利用（90%）

例6：放牧の考え方

放牧には、パドック程度は含みません。季節放牧の場合は、放牧頭数と放牧期間から割合を算出してください。

周年放牧の場合は、放牧 100%となります。  
全飼養頭数 100頭のうち 50頭を 6ヶ月間放牧し、残りの頭数や期間は堆積発酵処理を行っている場合は、 $50\text{頭}/100\text{頭} \times 6\text{ヶ月}/12\text{ヶ月} \times 100\% = 25\%$ が放牧で、堆積発酵処理が 75%となります。

ご参考：用語集

用 語	定 義
酪農経営	乳用牛を飼育し、生乳や乳製品を生産する経営をいう。乳用牛（搾乳目的）の育成をする経営も含む。
肉専繁殖経営	黒毛和種、褐毛和種、無角和種、日本短角種等の和牛のほか外国系統牛の肉専用種の子牛の生産・販売を行う経営をいう。
肉専肥育経営	黒毛和種、褐毛和種、無角和種、日本短角種等の和牛のほか外国系統牛の肉専用種の肥育を行う経営をいう。
肉専一貫経営	黒毛和種、褐毛和種、無角和種、日本短角種等の和牛のほか外国系統牛の肉専用種の子牛の生産から肥育・販売までを一貫して行う経営をいう。
乳用種・交雑種肥育経営	肉牛として販売することを目的に乳用種・交雑種の肥育を行う経営をいう。
乳用種・交雑種育成経営	肥育もと牛として出荷することを目的に乳用種・交雑種の育成を行う経営をいう。
乳肉複合経営	乳用牛を飼育し、生乳や乳製品を生産するとともに、肉用牛の繁殖・肥育等を行う経営をいう。
養豚繁殖経営(子取り)	豚を飼育し、子豚の生産・販売を目的に繁殖を行う経営をいう。
養豚肥育経営	肉豚の肥育・販売を行う経営をいう。
養豚一貫経営	子豚の生産から肉豚の肥育・販売までを一貫して行う経営をいう。
採卵鶏経営	鶏を飼育し、鶏卵の生産を行う経営をいう。種鶏を飼育している場合も含む。
ブロイラー経営 (地鶏等を含む)	当初から「食用」に供する目的で 鶏や地鶏を飼育し、肉用として販売を行う経営をいう。
馬経営	馬を飼育し、育成や肥育を行う経営をいう。肉用としてのみならず、競走馬の育成等も含む。
公共育成牧場等	地方公共団体や農業協同組合（JA）等が設置する乳用牛や肉用牛の育成を集団的に行う牧場等をいう。
共同利用施設	地方公共団体や農業協同組合（JA）等が設置する堆肥センターやメタン発酵施設など、複数の経営体が共同で利用する家畜排せつ物処理施設をいう。
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理業者に処理を委託して処理を行う場合で、家畜排せつ物を産業廃棄物として無償物で最終処理することをいう。

用語	定義
貯留	貯留槽（スラリーストア等）で貯留した後、ほ場に散布するなどして農業利用する処理をいう。その後の処理を行うための一時的な貯留は含まない。
天日乾燥	家畜排せつ物を天日により乾燥し、取扱性（貯蔵施用、臭気等）を改善する処理をいう。
火力乾燥	家畜排せつ物を火力により乾燥し、取扱性を改善する処理をいう。
炭化处理	無酸素あるいは酸素が不足した状況下で、高温で有機物を熱分解することにより家畜排せつ物から炭化物を生産する処理をいう。
焼却処理	家畜排せつ物を容積減少、廃棄又はエネルギー利用のために焼却する処理をいう。
堆積型発酵	堆肥盤や堆肥舎等に高さ 1.5～2 m程度で堆積し、時々切り返しながら数ヶ月かけて発酵させる処理をいう。強制発酵等の1次処理後に2次発酵させる場合も含む。
開放型強制発酵	開放型の堆肥化施設において、スクープ式、ロータリー式、スクリュウ式又はクレーン式の攪拌装置や送風機等により機械攪拌や強制通気を行い数日～数週間で発酵させる処理をいう。
密閉型強制発酵	密閉型堆肥化装置により、強制通気や攪拌を行い数日～数週間で発酵させる処理をいう。
浄化-放流	活性汚泥中の微生物によって、水質汚濁の原因物質を除去したのち、放流する処理をいう。
浄化-農業利用	活性汚泥中の微生物によって、水質汚濁の原因物質を除去したのち、ほ場に散布するなどして農業利用する処理をいう。
メタン発酵	嫌気状態でメタン菌の作用により有機物を分解し、主にメタンと二酸化炭素から成るバイオガスを発生させる処理をいう。
公共下水道	浄化处理やばっ気処理等を行わず、公共下水道へ放流する処理をいう。
放牧	採食のための植生を有する土地で家畜を飼養する方法をいう。運動を主目的とした運動場等（パドックなど）での放し飼いは放牧に含まない。
自家利用	自己所有のほ場への還元や再生敷料としての利用など、自身の経営内で利用することをいう。
農業利用	自己所有のほ場への還元や再生敷料としての利用、耕種農家への譲渡・販売、肥料製造業者等への販売など、最終的に農地等へ還元することをいう。

用 語	定 義
ばっ気処理	汚水の浄化処理過程で汚染物質の好気性生物分解に必要な酸素の供給を目的として空気を吹き込むことをいう。
メタン発酵消化液	家畜排せつ物をメタン発酵した後の液状残さのことをいう。
再生敷料	家畜排せつ物を堆肥化して水分含量を低下させ、おが粉等の代わりに敷料として利用することをいう。